

議案第73号

大口町基金条例の一部改正について

大口町基金条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年11月28日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、子どもたちが安全で健やかに成長し、夢を育むことができるようにするため、新たに基金を創設することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町基金条例の一部を改正する条例

大口町基金条例（平成25年大口町条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1 さくら咲く基金の項の次に次のように加える。

こども未来基金	子どもたちが安全で健やかに成長し、夢を育むことができる事業を推進するため、その思いのもと寄附された金額を積み立てる。	子どもたちのために実施する事業の財源として充てるとき。
---------	--	-----------------------------

別表第3 さくら咲く基金の項の次に次のように加える。

こども未来基金	一般会計
---------	------

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

大口町基金条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第1（第2条、第3条関係）			別表第1（第2条、第3条関係）		
名称	目的及び積立ての額	処分	名称	目的及び積立ての額	処分
略	略	略	略	略	略
さくら咲く基金	郷土の誇りである桜を保存し未来へ引き継ぐ事業を円滑に推進するため、町長が必要と認めた額を積み立てる。	1 桜の保存事業の財源として充てるとき。 2 桜に関する調査及び研究事業の財源として充てるとき。	さくら咲く基金	郷土の誇りである桜を保存し未来へ引き継ぐ事業を円滑に推進するため、町長が必要と認めた額を積み立てる。	1 桜の保存事業の財源として充てるとき。 2 桜に関する調査及び研究事業の財源として充てるとき。
こども未来基金	<u>子どもたちが安全で健やかに成長し、夢を育むことができる事業を推進するため、その想いのもと寄附された金額を積み立てる。</u>	<u>子どもたちのために実施する事業の財源として充てるとき。</u>	電算機器整備基金	電算機器の整備を円滑に推進するため、町長が必要と認めた額を積み立てる。	1 行政事務に係る電算機器整備の財源として充てるとき。 2 学校等の情報化教育用に係る電算機器整備の財源として充てるとき。
電算機器整備基金	電算機器の整備を円滑に推進するため、町長が必要と認めた額を積み立てる。	1 行政事務に係る電算機器整備の財源として充てるとき。 2 学校等の情報化教育用に係る電算機器整備の財源として充てるとき。			
別表第3（第3条、第7条関係）			別表第3（第3条、第7条関係）		
基金の名称	会計名		基金の名称	会計名	
略	略		略	略	
さくら咲く基金	一般会計		さくら咲く基金	一般会計	
こども未来基金	一般会計		電算機器整備基金	一般会計	
電算機器整備基金	一般会計				